

# 第1章 特集「第2次犯罪被害者等基本計画」の策定

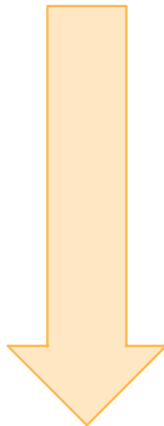
## 1 第2次犯罪被害者等基本計画の策定経緯

第1次基本計画の期間が、平成22年度末と  
なっていたことから、第2次基本計画の策定  
に向けた検討を行うこととなった。

### (1) 要望聴取会の開催

#### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望聴取会

- 犯罪被害者及びその支援に携わる者からの要望を把握し、犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするもの
- 内閣府ホームページ等で参加団体を広く募集  
※要望聴取会に参加できない団体については、文書のみ提出も受付
- 全国7か所（平成21年9月～11月）で開催  
※札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡
- 合計32団体が参加、3団体が文書のみ提出、約280の要望



寄せられた要望について

- 〈要望の例〉
- ・ 犯罪被害給付制度の更なる拡充
  - ・ 地方公共団体における犯罪被害者等への給付・貸付制度の導入促進
  - ・ 犯罪被害者等給付金を生活保護の収入認定から除外すること
  - ・ カウンセリング費用の公費負担
  - ・ 刑事裁判への被害者参加や傍聴のための旅費の支給、休業損害の補償
  - ・ 仮釈放・仮退院についての意見を述べるための、刑務官、少年院教官への質疑を可能とすること
  - ・ 被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件の緩和
  - ・ 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体に対する財政的援助
  - ・ 市町村における総合的対応窓口の設置
  - ・ 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの整備
  - ・ 学校における犯罪被害者に関する教育の促進
  - ・ 性犯罪に対する国民の理解の増進

基本計画策定・推進専門委員等会議で検討

### (2) 第1次犯罪被害者等基本計画の評価

(ア) 第2次基本計画の策定に当たっては、  
犯罪被害者等施策推進会議の決定により、  
それまで犯罪被害者等施策推進状況の  
監視の補佐等を行っていた「基本計画  
推進専門委員等会議」の任務に、新たな  
計画に盛り込むべき事項の検討が加えら  
れ、名称も「基本計画策定・推進専門委  
員等会議」（以下「専門委員等会議」と  
いう。）と改められた。

(イ) 専門委員等会議では、第1次基本計画

の推進状況について評価をした上、これ  
を踏まえ、第2次基本計画の策定に向け  
た検討を行うこととし、第1次基本計画  
の推進状況について、5つの重点課題  
（①損害回復・経済的支援等への取組、  
②精神的・身体的被害の回復・防止への  
取組、③刑事手続への関与拡充への取  
組、④支援等のための体制整備への取  
組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の  
確保への取組）のそれぞれにつき評価を  
行った上、全体的な評価を行った。

すなわち、①損害回復・経済的支援等への取組については、損害賠償命令制度の導入により犯罪被害者等の負担軽減が図られ、犯罪被害給付制度が拡充されて大きな改善がなされ、また、公営住宅への優先入居等に関するガイドラインの策定、被害回復のための休暇制度の必要性に関するリーフレット、ポスター等の作成・配付などが行われた。犯罪被害給付制度の拡充については、実際に給付された額を踏まえた拡充の効果についての検証、公営住宅の優先入居については、制度や運用方法の改善、被害回復のための休暇制度については、事業主や被雇用者に対する犯罪被害者等の置かれている状況などについての周知・啓発を行うなど、より一層の充実・改善を図る必要があるとされた。

②精神的・身体的被害の回復・防止への取組については、「犯罪被害者の精神的健康の状況とその回復に関する研究」の実施及びその成果を利用した精神保健関係者向けマニュアルの作成、再被害防止のための犯罪被害者等に対する出所情報通知制度の実施、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしない制度の導入などが行われており、今後とも、保険医療及び福祉に関わる者に対する啓発や研修について一層取り組む必要があるほか、引き続き、適切な制度の運用を推進する必要があるとされた。

③刑事手続への関与拡充への取組については、被害者参加制度の導入などにより大幅に進展しており、今後とも適切な

制度の運用を図る必要があるとされた。

④支援等のための体制整備への取組については、地方公共団体に対する総合的対応窓口設置の要請、民間被害者支援団体向け研修カリキュラム・モデル案の作成などが行われているが、今後は、体制整備だけではなく、相談対応能力の向上、財政的援助のあり方について再度の検討を行う必要があるとされた。

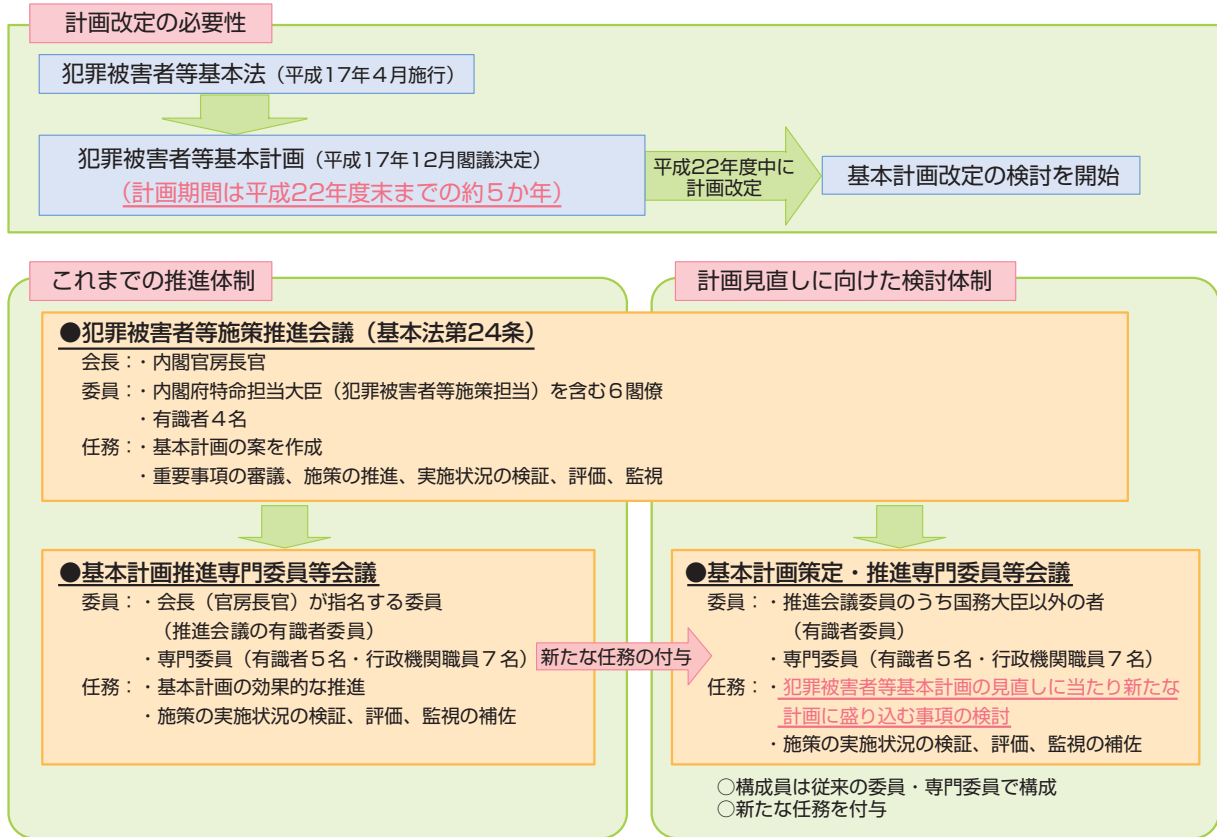
⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組については、犯罪被害者週間「国民のつどい」中央大会及び地方大会の開催、学校における命のかけがえのなさ等に関する教育の推進が行われているが、今後更に犯罪被害者等施策について国民への理解を増進させるため、広報啓発活動等を一層強化する必要があるとされた。

そして、第1次基本計画の推進状況全体については、「第1次基本計画では、おおむね着実な推進が図られ、一定の成果を上げている。特に、5つの重点課題のうち、『損害回復・経済的支援等への取組』、『刑事手続への関与拡充への取組』については、損害賠償命令制度や被害者参加制度の創設、犯罪被害給付制度の拡充など、大きな進展が図られた。しかしながら、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体等からは、依然として、犯罪被害者等が関係する様々な問題について改善を求める要望が寄せられており、今後とも、5つの重点課題それぞれについて、更なる取組の強化を図る必要がある。」とされた。

### (3) 策定に向けた検討状況

平成22年2月から「専門委員等会議」において、第2次基本計画の策定に向け検討。

#### 犯罪被害者等基本計画の見直しに係る検討体制



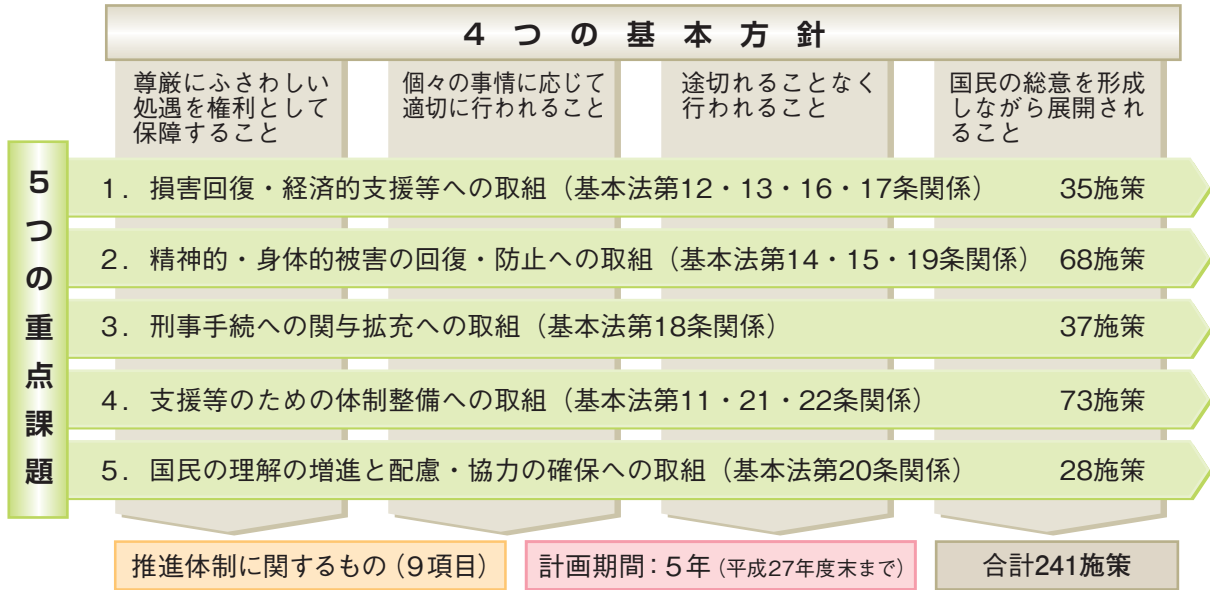
#### 第2次犯罪被害者等基本計画の策定経過

平成21年 9月～11月	全国7か所において、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体を対象とした犯罪被害者等基本計画の見直しに向けた要望聴取会を開催
平成22年 2月15日	犯罪被害者等施策推進会議 ・基本計画策定・推進専門委員等会議の開催を決定
2月～9月	第1回～第7回基本計画策定・推進専門委員等会議 （第1回基本計画・推進専門委員等会議において第1次犯罪被害者等基本計画に基づく施策の推進状況进行评估）
10月13日	犯罪被害者等施策推進会議 ・パブリックコメントに向けた計画案骨子の決定
10月15日 ～11月5日	計画案骨子に対するパブリックコメント（国民からの意見募集）（個人105名、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体16団体、その他の団体14団体、のべ666件（内容が重複するものを除くと480件））
平成23年 1月12日	第8回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・パブリックコメントで寄せられた意見への対応検討、計画案の確定
3月22日	犯罪被害者等施策推進会議 ・第2次犯罪被害者等基本計画案の決定
3月25日	第2次犯罪被害者等基本計画の閣議決定

## 2 第2次犯罪被害者等基本計画の概要

### (1) 基本方針及び重点課題

4つの基本方針・5つの重点課題



### (2) 主な施策

#### 第2次犯罪被害者等基本計画における主な施策

第2次犯罪被害者等基本計画：平成23年4月～平成27年度末（5か年）

#### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

- ・弁護士等との打合せにカウンセラー等を同席させることに対する日本司法支援センターによる支援についての検討（法務省）（2年以内）
- ・犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省）（3年以内）
- ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省）（2年以内）
- ・地方公共団体による見舞金制度等の導入促進（内閣府）
- ・生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討（厚生労働省）（1年以内）
- ・性犯罪被害者の医療費の負担軽減（警察庁）
- ・医療保険の円滑な利用の確保（厚生労働省）
- ・公営住宅への優先入居等の推進（国土交通省）
- ・緊急に居住場所を確保するために要する費用の負担軽減（警察庁）
- ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発（厚生労働省）

#### 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供（厚生労働省）
- ・精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進（厚生労働省）
- ・交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等（国土交通省）
- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実（警察庁）
- ・医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備（厚生労働省）
- ・性犯罪被害者対応における看護師・助産師等の活用（厚生労働省）
- ・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進（内閣府、警察庁、厚生労働省）
- ・配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）（3年以内）

#### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進（警察庁）
- ・被害者参加人への旅費等の支給に関する検討（法務省）（2年以内）
- ・被害者参加人のための国選弁護士制度における資力要件に関する検討（法務省）（被害者参加人の旅費等と併せて検討）
- ・仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討（法務省）（3年以内）

#### 第4 支援等のための体制整備への取組

- ・市町村における窓口部局の確定状況の定期的な確認等（内閣府）
- ・男女共同参画センターにおける性犯罪被害者支援の取組の促進（内閣府）
- ・性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実（文部科学省）
- ・コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援（内閣府、警察庁）
- ・更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実（法務省）
- ・性犯罪被害者に関する調査の実施（内閣府）
- ・民間団体の財政的基盤充実への協力（内閣府）
- ・「研修カリキュラム・モデル案」の内容の充実（内閣府）
- ・地方公共団体と民間の団体との連携の促進（内閣府）
- ・犯罪被害者等早期援助団体に対する指導（警察庁）

#### 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進（内閣府、文部科学省）
- ・中学生・高校生を対象とした講演会の実施（警察庁）
- ・「犯罪被害者週間」に合わせた集中的啓発事業の実施（内閣府）
- ・地方公共団体に対する犯罪被害者等が参加・協力する啓発事業実施の要請（内閣府）

※赤字は検討を要する施策の検討期限（目途）